

様式 4

南相馬市監査委員公表第 4 号

令和 5 年 3 月 2 日付け南相馬市監査委員公表第 2 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき南相馬市長から令和 5 年 3 月 27 日付け 4 財第 997 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 31 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

様式2

監査結果に係る措置通知書

コミュニティ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>1 事務関係</p> <p>補助金交付事務について、次のような不適切な事務処理がなされていました。</p> <p>事業計画書に基づく事業の実施ができなかったにもかかわらず、変更申請書の提出がなされていなかった。</p> <p>経理を示す証拠書類の提出がなく、補助事業者に対する確認が未実施であった。</p> <p>市は、南相馬市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）を運営する、一般社団法人南相馬パブリックトラスト（以下「団体」という。）に対し、負担金及び補助金を交付しています。毎年年度当初に、団体から事業計画書の提出を受け</p>	<p>申請団体に対して、改めて対象事業の内容、補助対象経費等について説明しました。（様式6の のとおり、要綱等については速やかに整備するよう進めております）また、変更申請の手続きについては、実施状況を確認のうえ、速やかに進めております。</p> <p>なお、市でも実績等の確認が不十分だったことから、今後は、予算執行状況、事業実施状況等について毎月状況報告を求め、定期的に検査を実施するなど、適正な管理に努めます。</p> <p>申請団体に対し、証拠書類等を整理し提出するよう指導しました。また、提出された書類については、市でも速やかに確認いたします。なお、市でも実績等の確認が不十分だったことから、今後は、予算執行状況、事業実施状況等について毎月状況報告を求め、定期的に検査を実施するなど、適正な管理に努めます。</p>

ますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、予定していた事業の実施ができませんでした。しかしながら、本監査実施日(1月27日)現在において変更申請書は未提出でした。

また、令和4年4月から10月までのセンターの経理を示す証拠書類の提出を求めましたが、書類の提出はなく、市から団体に対する事業の進捗確認等についても未実施であり、補助金の履行確認は不十分で、管理体制は不十分でした。さらに、補助事業の根拠規定である、センターに係る補助金交付要綱も未整備なうえ、補助対象の範囲や算定方法も不明確なまま事務処理が進められていました。

まずは、補助金を交付する上で「公益上の必要性」を明確にし、補助金の交付額の妥当性や使途の透明性を確保できるようにしてください。

補助金は、公金が原資です。「公益性」が交付の条件となるため、「必要性」「妥当性」「有効性」「公平性」のこれら4つの基本的視点からあり方を見直し、透明性の高い、市民に還元できる補助事業の実施に努めてください。